

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村シルバー人材センター就業基準

(目的)

第1条 この基準は、昭和村シルバー人材センター（以下「センター」という。）設置運営規程第13条に定める会員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(仕事の受注)

第2条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉に当たるものとし、会員は発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。ただし、センター設置運営規程第8条に規定する現場責任者においてはこの限りではない。

(仕事の提供等)

第3条 センターは、受注した仕事について就業希望会員とあらかじめ仕事の手順、作業時間、完了予定日、対価等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとする。

2 センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

(就業上の留意事項)

第4条 会員は、就業にあたり次の点に留意するものとする。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、必ずセンターへ連絡すること
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、会員の就業に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。